

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)12月26日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】厚木飛行場周辺に居住するXらが航空機の離着陸等の差止,音量規制,損害賠償等を請求した事案。Xらの国に対する損害賠償請求権のうち,事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については将来の給付の訴えを提起できる請求権としての適格を有しないとされた(平成28年12月8日最高裁)

【2】厚木基地騒音被害訴訟に関し,損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないとして,将来給付の訴えを一部認容した原判決を破棄した(平成28年12月8日最高裁)

【3】信用保証協会Yと金融機関Xとの間で保証契約が締結されて融資が実行された後に主債務者が中小企業者の実体を有しないことが判明した場合において,信用保証協会の保証契約の意思表示に要素の錯誤がないとされた事例(平成28年12月19日最高裁)

【4】共同相続された普通預金債権,通常貯金債権及び定期貯金債権は,いずれも相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割されることはなく遺産分割の対象となると判示(平成28年12月19日最高裁)

【5】A(有限会社の代表取締役)が交通事故死し,その相続人らは損害賠償請求において,Aの基礎収入は会社からの役員報酬3600万円と賃料600万円の合計であると主張。Aの基礎収入は被告が争わない1500万円を限度として,これを基準に損害額が算定された(平成27年12月10日東京地裁)

【6】区分所有マンションの居室を会社事務所として使用していることを理由に管理費に差を設ける当該管理組合規約の定めは区分所有法30条3項に違反して無効と判示,差額支払を求めた管理組合の本訴請求を棄却し,既支払分の返還を求めた反訴請求を一部認容した事例(平成27年12月17日東京地裁)

【7】詐欺的商法で社債を販売していた破産会社の破産管財人が,営業成績に応じ加給金を支払うとの合意に基づき破産会社からその支払いを受けていた代表取締役及び従業員に対し,本件合意が公序良俗に反するとして加給金の返還を求め,その主張が認められた事例(平成28年1月21日名古屋地裁)

【8】不貞行為で原告から慰謝料を求められた被告が破産手続開始決定及び免責許可決定を受け,それが破産法253条1項2号所定の非免責債権に当るかが争われたが,本件破産手続きが原告からの請求を免れるためではない等の理由で原告の請求が棄却された(平成28年3月11日東京地裁)

【9】経営コンサルティング業のXは,病院等を経営する一般財団法人Yに医師を斡旋し採用が内定したので業務報酬の支払等を求めた事案。Xの請求は職業安定法の有料職業紹介事業に当たり,Xが厚生労働大臣の許可を得ていないので報酬請求は公序に反し無効とされた(平成28年3月28日東京地裁)

【10】公共工事の発注者Z社が受注者A社に対する違約金債権及び余剰前払金返還請求権を自働債権とする相殺につき,自働債権の取得が破産法72条2項2号の「支払いの停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づく」として,有効とされた事例(平成28年6月2日東京地裁)

【11】時効完成後債務者が債権者に債務の承認をしたとしても承認前後の具体的事情を総合考慮し,債権者において債務の承認が時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が生じたといえない場合には消滅時効を援用することは信義則に反せず許されると判示(平成28年6月6日浜松簡裁)

(商事法)

【12】情報源秘匿を前提とした報道機関への重要事実の伝達は,その主体が金融商品取引法施行令30条1項1号該当者であっても,同号にいう重要事実の報道機関への「公開」には当たらず同法166条1項によるインサイダー取引規制の効力が失われることはないと判示(平成28年11月28日最高裁)

(知的財産)

【13】控訴人がその商標権を侵害されたとして、被控訴人に被告各商品に被告各標章を付することの差止等を求めた事案。「よか」(本件商標)と「がばいよか石けん」(被告標章)は類似しないとして、控訴人の請求を棄却した(平成28年11月30日知財高裁)

【14】名称を「筋力トレーニング方法」とする特許発明について無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は公序良俗違反・公衆衛生を害すること(特許法32条)の有無に関する判断の誤り等を取消事由として主張したが、その請求が棄却された事例(平成28年11月30日知財高裁)

【15】原告が、被告による被告標章を付した被告商品の輸入販売が原告商標権を侵害するとして被告商品の輸入販売の差止め及び廃棄等を求めた事案。被告商品の輸入販売はいわゆる真正商品の並行輸入として商標権侵害としての実質的違法性を欠く等として原告請求を棄却(平成28年11月24日東京地裁)

(民事手続)

【16】地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても法定地上権が成立するとされた事例(平成28年12月1日最高裁)

【17】厚木基地における自衛隊航空機及び米軍航空機の運航差止請求事件において、原判決が自衛隊機について運航差止め請求を一部認容したこと等に対し、一部上诉人敗訴部分について第1審判決を取消、その余について上诉人の請求を却下ないし棄却(平成28年12月8日最高裁)

(刑事法)

【18】土地について売買契約を登記原因とする所有権移転登記等の申請をして当該登記等をさせた行為につき電磁的公正証書原本不実記録罪が成立しないとされた事例(平成28年12月5日最高裁)

【19】外国からの郵便物を税関職員が開披し、覚醒剤を発見したため本件郵便物を差押さえた。弁護人は関税法上許容されていない検査で憲法35条が許容しない強制処分として本件郵便物の証拠能力を認めた第一審、原審判断は誤りとして上告したが棄却された事例(平成28年12月9日最高裁)

【20】被告人に訴訟能力がないために公判手続が停止された後訴訟能力の回復の見込みがない場合、判決で公訴を棄却することができるかと判示(平成28年12月19日最高裁)

【21】窃盗事件の被告人らの使用車両に対するGPS捜査に重大な違法があるとして証拠能力が争われた事案。一審は令状主義を没却する重大な違法ありとしたがその他証拠により有罪としたため弁護人が控訴。本判決は令状主義に関する重大な違法はないとして控訴棄却(平成28年3月2日大阪高裁)

【22】警察が窃盗事件捜査で被告人車両に無令状でGPS端末を設置して捜査を実施。弁護人はプライバシーを侵害する強制処分として密接に関連する証拠には証拠能力がないと主張。本判決は強制処分に当たるが証拠収集過程に重大な違法はないとして控訴棄却(平成28年6月29日名古屋高裁)

(公法)

【23】学校、児童福祉施設等敷地から200m以内の区域での風俗案内所の営業及び風俗案内所を営む者による接待風俗営業従事者を表す図画等の表示につき、それらを禁止した京都府風俗案内所の規制に関する条例は府議会の合理的裁量の範囲内で憲法に反しないとされた(平成28年12月15日最高裁)

【24】居住用に独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等の新築の場合の減税措置及び減税措置の延伸における「共同住宅等」の該当性につき、原判決は複数棟であっても差支えないと判断したが本判決は別段の定めが無い限り1棟を基準に判断すべきとした(平成28年12月19日最高裁)

【25】辺野古の公有水面埋立事業に関する沖縄県前知事による埋立承認処分の現知事による取消を巡り、前知事の判断に違法はないとし、国交相の是正指示後も県知事が埋立承認の取消を取消さないことにつき地方自治法251条の7第1項にいう相当の期間が経過したとされた(平成28年12月20日最高裁)

【26】XはYのネット検索サービスに自分の逮捕歴が表示されることから検索結果の削除の仮処分を申立てた。原審は「忘れられる権利」を認めて同処分を認可したが、本判決はXの生活に受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないとして仮処分の申立を却下(平成28年7月12日東京高裁)

(社会法)

【27】私大Yの契約職員規程に「契約期間の更新限度が3年であり、その満了時に...期間の定めのないものとする」とすることができるのは...Yが必要であると認めた場合」と定められていて、Yの教員Xに係る有期労働契約が3年の更新限度期間の満了後に終了したとされた事例(平成28年12月1日最高裁)

【28】市営バスの運転士Aが焼身自殺を図り死亡。Aの父親Xはこの死亡につき公務災害として認定請求をしたところ、公務外の災害と認定する処分がされ、これに対する審査請求も棄却されたため本件処分の取消を求めたところ、同処分を違法としAの請求が認められた(平成28年2月26日名古屋高裁)

【29】Y社は売上ノルマ未達社員に対しY指定の支店への異動か給与の減額かの賞罰規定を設け、ノルマ未達の社員Xに対し同規定を適用したためXが配転命令の無効確認、基本賃金及び未払の時間外賃金等の支払いを求めた。本判決

はYの権利の濫用を認めXの請求を認容(平成28年1月15日福井地裁)

【30】妻子を残して家出し不倫相手と同居していた夫が死亡。妻X(専業主婦)は遺族厚生年金を申請したが行政庁が不支給処分をしたためXが処分取消と支給裁定の義務づけを求めた事案。本判決は生計維持要件の充足を認め行政庁の処分を取消し,Xの請求を認容(平成28年2月26日東京地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 最一判平成28年12月8日 最高裁HP

平成27年(受)第2309号 損害賠償等請求事件(一部破棄自判,一部棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/314/086314\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/314/086314_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

Yが日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づきアメリカ合衆国海軍(以下「米海軍」という。)に使用させ、また、海上自衛隊が使用する厚木海軍飛行場の周辺に居住するXらが、同飛行場において離着陸する米海軍及び海上自衛隊の各航空機の発する騒音等により精神的又は身体的被害等を被っていると主張して、Yに対し、人格権に基づく航空機の離着陸等の差止め及び音量規制を請求するとともに、国家賠償法2条1項に基づく損害賠償等を請求する事案において、XらのYに対する損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないとされた事例。

(理由)

飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものであることは、当裁判所の判例とするところである(最高裁昭和51年(オ)第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁,最高裁昭和62年(オ)第58号平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁,最高裁昭和63年(オ)第611号平成5年2月25日第一小法廷判決・裁判集民事167号359頁,最高裁平成18年(受)第882号同19年5月29日第三小法廷判決・裁判集民事224号391頁)。

#### (2) 最一判平成28年12月8日 最高裁HP

平成27年(受)第2309号 損害賠償等請求事件(将来給付の訴えを一部認容した部分を破棄し、これを却下した第1審判決を維持等)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/314/086314\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/314/086314_hanrei.pdf)

いわゆる厚木基地における自衛隊航空機及び米軍航空機による騒音被害訴訟に関し、飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分について、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものであることは、当裁判所の判例とするところであるとして、将来給付の訴えを一部認容した原判決を破棄。

#### (3) 最一判平成28年12月19日 最高裁HP

平成27年(受)第1394号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/352/086352\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/352/086352_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

信用保証協会Yと金融機関Xとの間で保証契約が締結されて融資が実行された後に主債務者が中小企業者の実体を有しないことが判明した場合において、信用保証協会の保証契約の意思表示に要素の錯誤がないとされた事例

(理由)

本件保証契約の締結前に、本件会社が事業譲渡によって本件制度の対象となる中小企業者の実体を有しないこととなっていたことが判明していた場合には、これが締結されることはなかったと考えられる。しかし、金融機関が相当と認められる調査をしても、主債務者が中小企業者の実体を有しないことが事後的に判明する場合は生じ得ることは避けられないところ、このような場合に信用保証契約を一律に無効とすれば、金融機関は、中小企業者への融資を躊躇し、信用力が必ずしも十分でない中小企業者等の信用力を補完してその金融の円滑化を図るという信用保証協会の目的に反する事態を生じかねない。そして、Xは融資を、Yは信用保証を行うことをそれぞれ業とする法人であるから、主債務者が中小企業者の実体を有しないことが事後的に判明する場合は生じ得ることを想定でき、その場合にYが保証債務を履行しないこととするのであれば、その旨をあらかじめ定めるなどの対応を採ることも可能であったにもかかわらず、本件基本契約及び本件保証契約等にその場合の取扱いについての定めは置かれていない。これらの

ことからすれば、主債務者が中小企業者の実体を有するという点については、この点に誤認があったことが事後的に判明した場合に本件保証契約の効力を否定することまでをX及びYの双方が前提としていたとはいえないというべきである。このことは、主債務者が本件制度の対象となる事業を行う者でないことが事後的に判明した場合においても異なる。もっとも、金融機関は、信用保証に関する基本契約に基づき、個々の保証契約を締結して融資を実行するのに先立ち、主債務者が中小企業者の実体を有する者であることについて、相当と認められる調査をすべき義務を負うというべきであり、Xがこのような義務に違反し、その結果、中小企業者の実体を有しない者を主債務者とする融資について保証契約が締結された場合には、Yは、そのことを主張立証し、本件免責条項にいう金融機関が「保証契約に違反したとき」に当たるとして、保証債務の全部又は一部の責めを免れることができると解するのが相当である(前掲最高裁平成28年1月12日第三小法廷判決参照)。以上によれば、本件会社が中小企業者の実体を有することというYの動機は、それが表示されていたとしても、当事者の意思表示上、本件保証契約の内容となっていたとは認められず、Yの本件保証契約の意思表示に要素の錯誤はないというべきである。

#### (4) 最大決平成28年12月19日 最高裁HP

平成27年(許)第11号 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/354/086354\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/354/086354_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる。

(理由)

遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。ところで、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、預貯金が現金に近いものとして想起される。

普通預金債権及び通常貯金債権について、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎないというべきである。預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。

また、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。

#### (5) 東京地判平成27年12月10日 判例時報2308号114頁

平成26年(ワ)第24243号、同27年(ワ)第14466号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

有限会社Bの代表取締役Aが交通事故で死亡し、Aの相続人らが加害車両の運行供用者に対し、損害賠償請求を行ったところ、主に休業損害及び死亡逸失利益における基礎収入が争われた事案。

相続人らは、Aの基礎収入はBからの役員報酬3600万円及び賃料600万円の合計4200万円であると主張したが、被告は役員報酬については利益配当部分が含まれるとして1500万円の限度で、賃料については労務対価の提供とは言えないと反論した。

本判決は、Aの業務の内容、Bよりも大規模な飲食サービス業の部長級従業員及び調理師の全年齢平均賃金の合計額等も踏まえ、Aの基礎収入は被告が争わない1500万円を超過するとは認められないとして、1500万円を基準に損害額を算定した。

#### (6) 東京地判平成27年12月17日 判例時報2307号105頁

平成26年(ワ)第24611号・同27年(ワ)第2094号 管理費等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件(本訴棄却、反訴一部認容・一部棄却(控訴))

区分所有マンションにおいて、ある居室が同居者の区分所有者が代表者を務める会社の事務所として利用されていたところ、住居部分を他の用途に使用した場合管理組合(本訴原告)はその区分所有者に対し管理費の増額を理事会の決議により請求することができるとの規約の定め及び事業用物件の管理費額を通常の倍額とする旨の理事会決定に基づき、区分所有者(本訴被告)は平成24年末頃まで2倍の額の管理費を請求通り支払を行っていたが、その後一切の支払

をしなくなった。そこで、管理組合が区分所有者に対し管理費等請求の本訴を提起し、区分所有者が管理組合に対し規約の定めは区分所有法30条3項に違反して無効であるとして、過払い部分の管理費につき不当利得返還請求の反訴を提起した。

裁判所は、事業用物件であることから当然に管理費負担能力の高さが基礎づけられるとは言えないこと、同マンションで居住用物件と事業用物件とで共用部分の使用頻度に大きな差異はなかったこと、規約の定めは周知の程度に疑問があり、本訴被告が倍額の管理費を支払っていた時期があったとしても、規約の当該定めを許容していたものとは評価できないこと、同規約の定めがなければ本訴原告が赤字になるとの事情があったとしても規約の定めを許容すべき合理的根拠とはならないことなどの事情を総合し、差を設けている規約の定めは区分所有法30条3項に違反して無効であると判示し、本訴請求を棄却し、反訴請求を一部認容した。

#### (7)名古屋地判平成28年1月21日 判例時報2308号119頁

平成25年(ワ)第5391号 不当利得返還請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

詐欺的商法によって社債を販売していた破産会社の破産管財人が、営業成績に応じて加給金を支払うとの合意(以下、「本件合意」という。)に基づき破産会社から加給金の支払いを受けていた代表取締役及び従業員に対し、本件合意が公序良俗に違反することを理由に不当利得に基づき加給金の返還を求めた事案。

本判決は、破産会社の社債販売について、顧客に対し、高利の支払及び元本の償還が確実な元本確定型の商品であるとの虚偽の説明をし、社債販売によって集めた資金の殆どが用途不明金となって資産運用をしていた実態が認められず、金商法及び出資法の規定も潜脱し、高利の配当と元本の償還をしつつ従業員である被告らに対する加給金の支払も行っていた破綻必至の事業であったことから、詐欺的要素が極めて強い違法な商法であると認定し、合意自体から直ちに違法性を判別できないときは、当事者が違法性を識別できるだけの状況が存在することが必要であるというべきであるとし、破産会社の幹部については、加給金支払合意時から、その他の従業員については愛知県警察の搜索差押が入った時から、客観的に公序良俗に反すると認識しうる状況にあったとして、本件合意が公序良俗に反し無効であると判断した。

#### (8)東京地判平成28年3月11日 判例タイムズ1429号234頁

平成27年(ワ)第14882号 損害賠償請求事件(請求棄却)

原告は、被告に対し、被告と原告の夫との不貞行為により婚姻共同生活の平和を侵害された等として不法行為に基づく損害賠償として慰謝料等550万円の支払を求めた。被告は不貞関係を争わなかったが、不貞関係が発覚、終了後、破産手続開始決定及び免責許可決定を受けた。原告の有する損害賠償請求権が破産法253条1項2号所定の「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」として非免責債権に当たるかが争われたところ、本判決は、同号所定の「悪意」とは、故意を超えた積極的な害意をいうとした上で、被告の不法行為は違法性の程度が低いとは言えないものの、被告は一度示談しようとしたが示談金を捻出できずに破産手続に及んだものでありことさらに原告の請求を免れるためのものではないことや、被告が一方向的に原告の夫を籠絡して原告の家庭の平穩を侵害する意図があったとまでは言えないこと等から、積極的な害意があったとまでは言えないとし、非免責債権には該当しないとして、原告の請求を棄却した。

#### (9)東京地判平成28年3月28日 判例タイムズ1429号209頁

平成27年(ワ)第24706号 業務委託基本契約に基づく報酬請求事件(請求棄却、確定)

経営コンサルティング等を行うXは、病院等を経営する一般財団法人Yとの間で医師等の採用に関する業務委託契約を締結し、Yに医師をあっせんし、同医師の採用が内定した、仮に業務委託契約が締結されていなかったとしても表見法理が適用されるとして業務報酬の支払を求め、また、予備的に、Xとの交渉に係わったYの職員の不法行為に係る使用者責任に基づく損害賠償として同額の支払を求めた。本判決は、Xの請求は、職業安定法における有料職業紹介事業に当たるとし、Xが同法30条1項の厚生労働大臣の許可を得ていないことからその報酬請求は公序に反する無効なものであるとし、また、使用者責任に基づく請求も法律上保護されるべき利益が侵害されたものと言うことが出来ないとし、Xの請求を棄却した。

#### (10)東京地判平成28年6月2日 金法2054号60頁

平成27年(ワ)第20016号 損害賠償等請求事件(請求棄却)

本件は、破産者A株式会社の破産管財人であるXが、A社は公益財団法人Z公社(補助参加人)から請け負った工事に関し、請負契約が解除された時点の出来高部分にかかる工事代金債権を有していたところ、Y銀行は、A社との間で公共工事代金債権信託契約を締結していたので、工事代金債権の回収を行い、A社が営業を停止し破産申立ての準備を行っている段階では、Z公社がA社の破産申立通知を理由としてなした工事代金債権を受働債権とする相殺については、後に選任される予定の破産管財人に交渉を委ねるなどの適切な措置を講ずべき本件信託契約上の善管注意義務を負っていたにもかかわらず

ならず、Y銀行はこれに違反し、Z会社のなす相殺に同意して本件信託受益債権の価値を毀損したと主張して、主位的に、XがZ会社から支払いを受けることができなくなった2510万円6040円(相殺対象額)の賠償を求めるとともに、予備的に、Z会社がなした相殺は本来できないのであるから、相殺対象額が消滅していないならば、本件信託契約の終了に伴い工事代金債権がXに移転しているとして、本件信託契約に基づき、Y銀行からZ会社に対し、同債権がXに移転した旨の通知を行うことを求めた事案である。

本判決は、主位的請求について、公共工事の発注者であるZ会社が同工事の受注者であるA社に対する違約金債権および余剰前払金返還請求権を自働債権とし、A社から公共工事代金信託契約に基づき同工事の請負代金債権の信託譲渡を受けた受託者Y銀行に対する当該請負代金債権を受働債権とする相殺は、その後A社に破産手続が開始された場合においても、その自働債権の取得は破産法72条2項2号に定める「支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき」に該当するため、同法72条1項2号・3号の相殺禁止の適用を受けず、また、Z会社において、A社が倒産する事態に備えて、あらかじめ、違約金債権および余剰前払金返還請求権と工事代金債権とを相殺できることをA社との間で合意してZ社への損害の波及を防止することを企図し、具体的な相殺期待を有していたといえる事実関係のもとにおいては、これを認めることができると判示した。また、予備的請求については、それが本件相殺の効力が認められない場合についての請求であり、本件相殺が有効である以上、失当であると判示した。

### (11) 浜松簡判平成28年6月6日 金法2055号91頁

平成28年(八)第75号 貸金請求事件(請求棄却)

本件は、X株式会社が、Yとの間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、Yに対し、その残元利金の支払を求める事案である。これに対し、Yは、消滅時効の完成を主張したが、Xにおいて、Yが消滅時効の完成後にその一部弁済として1万円を支払っていることから、Yの消滅時効の主張は信義則に反し許されないとし、Yの主張を争っている。

本判決は、時効が完成した後に、債務者が債権者に対して債務の承認をしたとしても、承認前後の具体的事情を総合考慮して、債権者において、債務の承認が時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が生じたといえない場合には、消滅時効を援用することは信義則に反せず、許されると解するのが相当であるとの法律論を展開したうえ、貸金業者として消滅時効に関する十分な知識経験を有していたX社は、Yに督促状を送付した時点で、本件債務につき消滅時効が完成していたこと、Yが本件債務の一部を弁済すれば消滅時効を援用できなくなることを知っており、Yとの交渉の過程で、Yが本件債務について消滅時効が完成していることを知らないままに行動していることを認識しつつ、消滅時効の援用を阻止する目的で、Yに対して督促をし、Yは長期にわたる延滞状況であるため、一括弁済が必要であり、分割弁済に応じるのは困難である旨説明した上で、Yに対して重ねて支払いを求めたことから、これに困惑または畏怖したYが1万円を知人から借り入れ、本件債務の一部の弁済に充てたものと推認できるところ、Yは、1万円を支払った後は一切支払っておらず、Yには任意に本件債務を履行する意思はなかったことが看取できるから、Yは、X社の督促により、元金と確定遅延損害金だけで120万円を超える本件債務の一部である1万円をわずかに1回支払ったことをもって、Yが時効の援用をしない趣旨で弁済をしたとの信義則上保護すべき信頼が生じたとは到底言えないといべきであって、Yが本件債務の消滅時効を援用することは信義則に反するとはいえないと判示し、本件債務は時効により消滅したと結論づけて、X社の請求を棄却した。

## 【商事法】

### (12) 最一決平成28年11月28日 最高裁HP

平成27年(あ)第168号 金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/283/086283\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/086283_hanrei.pdf)

(要旨)

1 情報源を公にしないことを前提とした報道機関に対する重要事実の伝達と金融商品取引法施行令(平成23年政令第181号による改正前のもの)30条1項1号にいう「公開」

2 情報源が公にされることなく会社の意思決定に関する重要事実を内容とする報道がされた場合における金融商品取引法(平成23年法律第49号による改正前のもの)166条1項によるインサイダー取引規制の効力

(事案)

被告人は、経済産業省大臣官房審議官として、経済産業大臣の命を受けて、同省商務情報政策局情報通信機器課が所掌する半導体素子、集積回路その他情報通信機器等の部品等に関する事業の発達、改善及び調整等の事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理するなどの職務に従事していたものであるが、同職務上の権限の行使に関し、半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とし、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたNECエレクトロニクス株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社ルネサステクノロジーと合併することについての決定をした旨の事実(以下「本件重要事実」という。)を知り、同事実の公表前に、証券会社を介し、東京証券取引所において、妻名義でNECエレクトロニクス株式会社の株券合計5000株を代金合計489万7900円で買い付けたことにより、金融商品取引

法違反で起訴された。

第一審判決は、株券購入時点では本件重要事実が公表されていなかったとして被告人を有罪とし、原判決もこれを是認した。

被告人は、本件重要事実が法166条4項、施行令30条1項に基づき、NECエレクトロニクス社の代表取締役等が二以上の報道機関に公開したことにより公表され、法166条1項による規制(以下「インサイダー取引規制」という。)の対象外となった可能性が高く、少なくともかかる方法により公表されていないことにつき検察官が立証責任を果たしていない、本件重要事実が、平成21年4月16日付け日本経済新聞朝刊及びそれに引き続く一連の報道により既に公知の状態となっており、法166条所定の「重要事実」性を喪失し、インサイダー取引規制の効力が失われていた、などと主張し、上告した。

(判旨)

情報源を公にしないことを前提とした報道機関に対する重要事実の伝達は、たとえその主体が施行令30条1項1号に該当する者であったとしても、同号にいう重要事実の報道機関に対する「公開」には当たらず、会社の意思決定に関する重要事実を内容とする報道がされたとしても、情報源が公にされない限り、法166条1項によるインサイダー取引規制の効力が失われることはないから、被告人は有罪であり、上告を棄却する。

## 【知的財産】

### (13)知財高判平成28年11月30日 裁判所HP

平成28年(ネ)第10073号 商標権侵害行為差止請求控訴事件 商標権 民事訴訟 (原審 横浜地裁平成26年(ワ)第5240号) (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/300/086300\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/300/086300_hanrei.pdf)

控訴人が、被控訴人において被告各標章を付した被告各商品を販売するなどして控訴人の商標権を侵害したと主張して、被控訴人に対し、被告各商品に被告各標章を付することの差止め等を求めた事案であって、原判決は、被告各標章は、本件商標に類似しないから、被控訴人の行為は、本件商標権を侵害するものとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した事案。

本件商標は、「よか」の標準文字から成り、「ヨカ」との称呼を生じる。被告標章は、上段に「がばい」の文字を横書きし、下段に「よか石けん」の文字を横書きに配して成る。

本件商標と被告標章は、外観において異なることは明らかであり、本件商標は、「ヨカ」との称呼及び形容詞「よい」を意味する九州地方の方言との観念を生じるのに対し、被告標章は、「ガバイヨカセッケン」との称呼及び佐賀県ないし九州地方と関連性のある、非常に良質な石けんであるとの観念を生じるのであるから、称呼及び観念においても異なる。よって、本件商標と被告標章は、類似するものではない。

控訴人らは、一般に、上下二段に表記される商標については、各段から個別の称呼が生じるものであること、上段の「がばい」は、出所識別標識として十分に認識されているものとはいえず、無意義な語であること、「よか」には、否定的な意味もあり、「よか石けん」には、「どうでもよい石けん」という否定的な意味もあることから、「がばい」と「よか」を併せて、ものすごく良いといった意味を生ずるとは限らない旨主張する。

しかし、上下二段に表記される商標からどのような称呼が生ずるかは、商標全体の構成、各段の構成等によって様々であり、各段から個別の称呼が生じると一般的にいうことはできない。また、「がばい」は、同語を題名に含む映画が全国で放映されたのを一つの契機として、現在では、一般に、程度が著しいことを意味する佐賀県ないし九州地方の方言として知られるようになったものと推認することができる。「よか」については、広辞苑及び大辞林のいずれにも、否定的な意味の記載は、見られない。

以上によれば、控訴人らの主張は採用できない、として本件控訴は棄却された。

### (14)知財高判 平成28年11月30日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10117号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/312/086312\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/312/086312_hanrei.pdf)

名称を「筋力トレーニング方法」とする特許発明について無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は公序良俗・公衆衛生違反(特許法32条)の有無に関する判断の誤り等を取消事由として主張したが、請求が棄却された事案。

原告は、(1)本件発明が本来的に治療行為、美容行為等を含んだ筋力トレーニングであること、(2)本件発明が自然法則それ自体に特許を認めていること、から、本件発明は、社会的妥当性を欠くので特許法32条に反すると主張する。

しかしながら、本件発明は、特定の増強しようとする目的の筋肉部位への血行を緊締具を用いて適度に阻害してやることにより、疲労を効率的に発生させて、目的筋肉をより特定の増強できるとともに、関節や筋肉の損傷がより少なく済み、更にトレーニング期間を短縮できるようにしたものである。



そうすると、本件発明は一義的に人体に重大な危険を及ぼすものではない上、本件発明を治療方法等にも用いる場合においては、所要の行政取締法規等で対応すべきであり、そのことを理由に、本件発明が特許を受けることが許されなくなるわけではない。また、特許を取得しても、当該特許を治療行為等の所要の公的資格を有する行為において利用する場合には、当該資格を有しなければ当該行為を行うことができないことは、当然である。したがって、本件発明に特許を認めること自体が社会的妥当性を欠くものとして、特許法32条に反するものとはいえない。

また、本件発明は、「筋肉に締めつけ力を付与するための緊締具を筋肉の所定部位に巻付け、その緊締具の周の長さを減少させる」ことにより、「筋肉に与える負荷が、筋肉に流れる血流を止めることなく阻害する」ものであるから、自然法則を利用したものであるが、人体の生理現象そのもののような自然法則それ自体を発明の対象とするものではない。そもそも、特許権は、業として発明を実施する権利を専有するものであり(特許法68条)、業として行わなければならない、本件発明の筋力トレーニング方法は誰でも自由になし得るのであり、本件特許はそれを制限するものではない。

そうすると、原告の上記主張は、いずれも採用することができず、本件発明は、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明とすることはできない。

#### (15)東京地判平成28年11月24日 裁判所HP

平成27年(ワ)第29586号 商標権に基づく差止等請求事件 商標権 民事訴訟 (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/336/086336\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/336/086336_hanrei.pdf)

商標権を有する原告が、被告による被告標章を付した被告商品の輸入販売が原告商標権を侵害すると主張して、被告商品の輸入販売の差止め及び廃棄等を求めた事案。原告は、シンガポール共和国で設立された紅茶の販売等を行う法人であり、被告は、飲食料品等の輸入卸業を営む株式会社である。なお、被告は、被告標章が原告商標と同一であること及び被告商品が本件商標権の指定商品に含まれることを争っていない。

事実関係によれば、被告商品は、原告から第三者(本件第三者)を経て被告が輸入したものであり、原告が我が国で販売する商品と同一である。加えて、原告商標と被告標章は同一であること、原告商標の商標権者が原告であることを併せ考えれば、被告商品に記載された被告標章は原告が付したものであって我が国の登録商標である原告商標と同一の出所を表示するものと認められる。また、上記によれば被告商品は原告において製造されたままの状態ですべて流通されたものであるから、被告商品の品質管理を原告が直接的に行い得ると認められる。

そうすると、被告商品と原告が販売する商品とが原告商標の保証する品質において実質的に差異がないといえるから、被告商品の輸入及び販売は、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く。

これに対し、原告は、本件第三者が何者であるか不明である以上、被告商品に付された被告標章を原告が付したものであるかどうか、外国における商標権者と原告が同一人又はこれと同視できる者かどうか分からない、被告による被告商品の包装方法は原告の方法に比べて高級品であるという印象がなくなること、被告による包装の過程で品質が変化することから、原告商標によって保証する商品の品質に対する信用を害すると主張する。

そこでまず上記の点について判断するに、事実関係によれば、原告が製造した真正商品につき原告を起点、被告を終点とする取引がされ、当該商品が被告の下に到達したことが明らかである。したがって、本件第三者が何者であるかにかかわらず、本件商標権者である原告が原告商標と同一の被告標章を被告商品に付したものと認めるのが相当である。

次に、上記の点についてみると、原告商標が保証するのは紅茶等の品質であるところ、商品が高級品であるといった印象は原告商標が保証するものに当たらず、品質に直ちに影響しない。また、被告は、被告商品それ自体には改変を加えていないから、その包装方法によって紅茶の品質が直ちに影響するとは考え難い。したがって、原告の上記主張はいずれも失当である。

よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

#### 【民事手続】

#### (16)最一判平成28年12月1日 最高裁HP

平成27年(受)第477号 損害賠償等、境界確定等請求事件(一部破棄差戻し、一部棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/306/086306\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/306/086306_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する

(理由)

民事執行法81条の法定地上権の制度は、土地及び地上建物が同一の所有者に属する場合には、土地の使用権を設定することが法律上不可能であるので、強制競売手続により土地と地上建物の所有者を異にするに至ったときに地上建物の所有者のために地上権が設定されたものとみなすことにより、地上建物の収去を余儀なくされることによる社会経済上の損失を防止しようとするものである。そして、地上建物の仮差押えの時点で土地及び地上建物が同一の所有者に属していた場合も、当該仮差押えの時点では土地の使用権を設定することができず、その後土地が第三者に譲渡されたときにも地上建物につき土地の使用権が設定されるとは限らないのであって、この場合に当該仮差押えが本執行に移行してされた強制競売手続により買受人が取得した地上建物につき法定地上権を成立させるものとするのは、地上建物の収去による社会経済上の損失を防止しようとする民事執行法81条の趣旨に沿うものである。また、この場合に地上建物に仮差押えをした債権者は、地上建物の存続を前提に仮差押えをしたものであるから、地上建物につき法定地上権が成立しないとすれば、不測の損害を被ることとなり、相当ではないというべきである。

### (17) 最一判平成28年12月8日 最高裁HP

平成27年(行ヒ)第512号 各航空機運航差止等請求事件(一部上告人敗訴部分について第1審判決を取消,その余について上告人の請求を却下ないし棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/315/086315\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/315/086315_hanrei.pdf)

いわゆる厚木基地における自衛隊航空機及び米軍航空機の運航差止め請求(主目的請求)もしくは騒音差止め請求(予備的請求)について、原判決が自衛隊機について運航差止め請求を一部認容したこと等に対し、

1 本件飛行場に係る第一種区域内に居住しており、本件飛行場に離着陸する航空機の発する騒音により、睡眠妨害、聴取妨害及び精神的作業の妨害や、不快感、健康被害への不安等を始めとする精神的苦痛を反復継続的に受けている住民らについて、その程度は軽視し難く、このような被害の発生に自衛隊機の運航が一定程度寄与していることは否定し難いこと、同騒音は、本件飛行場において内外の情勢等に応じて配備され運航される航空機の離着陸が行われる度に発生するものであり、上記被害もそれに応じてその都度発生し、これを反復継続的に受けることにより蓄積していくおそれのあるものであるから、このような被害は、事後的にその違法性を争う取消訴訟等による救済になじまない性質のものといえることができるとして、行政事件訴訟法37条の4第1項所定の「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めたと、

2 自衛隊機による騒音への寄与は米軍機のそれに対し相対的に小さいことや、周辺住民に生ずる被害を軽減するため、自衛隊機の運航に係る自主規制や周辺対策事業の実施など相応の対策措置が講じられていることを総合考慮すれば、本件飛行場において、将来にわたり上記の自衛隊機の運航が行われることが、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めることは困難であるといわざるを得ないとして、海上自衛隊及び米軍海軍が使用する飛行場における自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限の行使が、行政事件訴訟法37条の4第5項所定の行政庁がその処分をすることが裁量権の範囲を超え又は濫用となると認められるときに当たるといえないとされた事例

## 【刑事法】

### (18) 最一判平成28年12月5日 最高裁HP

平成26年(あ)第1197号 電磁的公正証書原本不実記録,同供用被告事件(破棄自判,原判決破棄,控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/313/086313\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/313/086313_hanrei.pdf)

(要旨)

土地について売買契約を登記原因とする所有権移転登記等の申請をして当該登記等をさせた行為につき電磁的公正証書原本不実記録罪が成立しないとされた事例

(事案)

被告人は、A社の代表取締役であるが、指定暴力団松葉会岡一家総長Bが不動産の所有者等になることを隠蔽するため不実の登記をしようとして企て、同人及び不動産仲介業者Cと共謀の上、第1 茨城県守谷市内の宅地、畑等4筆の土地の真実の買主はBであるのに、平成24年2月14日、A社を名目上の買主として、売主Dとの間で上記各土地の売買契約を締結した上、同日、法務局において、上記各土地のうち3筆につき、売買を原因として、所有権が売主DからA社に移転した旨の内容虚偽の登記申請をするともに、残りの1筆につき、売買予約を原因として、権利者をA社とする内容虚偽の所有権移転請求権仮登記の申請をして、いずれも虚偽の申立てをし、そのころ、情を知らない登記官をして、公正証書の原本として用いられる電磁的記録である登記簿の磁気ディスクにそれぞれその旨不実の記録をさせ、即時、これを同所に備え付けさせて、公正証書の原本としての用に供し、第2 同市内の原野(以下「本件各土地」という。)の真実の買主はBであるのに、同年7月19日、A社を名目上の買主として、売主E(以下、売主Dと併せて「本件売主ら」という。)との間で上記原野の売買契約を締結した上、同月20日、法務局において、上記原野につき、売買を原因として、所有権が売主EからA社に移転した旨の内容虚偽の登記申請をして、虚偽の申立てをし、そのころ、情を知らない登記官をして、登記簿の磁気

ディスクにその旨不実の記録をさせ、即時、これを同所に備え付けさせて、公正証書の原本としての用に供した。さらに、第3 本件各土地に建築された建物(以下「本件建物」という。)につき、所有者を被告人とする表題登記及び第4 所有権保存登記の各登記申請をしたことがそれぞれ虚偽の申立てをしたことに当たり、当該各登記が不実の記録であるなどとして、電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪により起訴され、第一審判決は、第3及び第4について電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪の成立を認める一方で、本件公訴事実第1及び第2について、本件各土地の所有権は本件売主らから被告人又はA社に移転したものであるから、本件各登記は不実の記録に当たらないとして、無罪を言い渡した。

これに対し、原判決は、第1、第2についても、本件各土地の所有権は、被告人とBとの間の名義貸しの合意によって、本件売主らからA社の名を借りたBに直接移転したものと認められるから、A社名義の各登記の申請は虚偽の申立てであり、当該登記は不実の記録であるとして、被告人に電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪の成立を認めた。

被告人が上告した。

(判旨)

本件各売買契約における買主の名義はいずれもA社であり、被告人がA社の代表者として、本件売主らの面前で、売買契約書等を作成し、代金全額を支払っており、被告人がBのために本件各売買契約を締結する旨の顕名は一切なく、本件売主らはA社が買主であると認識していた。そうすると、本件各売買契約の当事者は、本件売主らとA社であり、本件各売買契約により本件各土地の所有権は、本件売主らからA社に移転したものと認めるのが相当である。

よって、本件各土地の所有権が本件各売買を原因としてA社に移転したことなどを内容とする本件各登記は、当該不動産に係る民事実体法上の物権変動の過程を忠実に反映したものであるから、これに係る申請が虚偽の申立てであるとはいえず、また、当該登記が不実の記録であるともいえないから、原判決は破棄する。そして、第1・第2について無罪、第3・第4について有罪とした第1審判決は、被告人を懲役1年、3年間執行猶予に処した量刑判断を含め、相当であるから、控訴を棄却する。

#### (19)最三判平成28年12月9日 最高裁HP

平成27年(あ)第416号 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/323/086323\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/086323_hanrei.pdf)

(事案)

ア 東京税関東京外郵便出張所の税関職員は、イラン国内から都内の外国人に宛てて発送された郵便物(以下「本件郵便物」という。)につき、品名が分からなかったことなどから輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物の外装箱を開封し、イ その中のプラスチック製ボトルにつき、TDS検査を行ったところ、覚せい剤反応があった。そこで、ウ 同出張所の審理官が仮鑑定を行い、陽性だったため、さらに鑑定した結果、覚せい剤であったので、同税関調査部の審議官が差押許可状を郵便事業株式会社職員に提示して、本件郵便物を差し押さえた。

弁護人は、上記アからウまでの各検査(以下「本件郵便物検査」という。)は、関税法上許容されていない検査であって、憲法35条が許容しない強制処分にあたるから、本件郵便物検査によって取得された証拠である本件郵便物内の覚せい剤及びその鑑定書等の証拠能力は否定されるべきであるのに、これらの証拠能力を認めた第1審判決及びこれを是認した原判決の判断は、関税法、刑法の解釈を誤り、憲法35条に違反するとして上告した。

(判旨)

裁判官の発する令状を得ずに、郵便物の発送人又は名宛人の承諾を得ることなく、本件郵便物検査を行うことは、旧関税法76条、旧法105条1項により許容されていると解される。このように解しても、憲法35条の法意に反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和44年(あ)第734号同47年11月22日大法廷判決・刑集26巻9号554頁、最高裁昭和61年(行ツ)第11号平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁)の趣旨に徴して明らかであるから、上告を棄却する。

#### (20)最一判平成28年12月19日 最高裁HP

平成27年(あ)第1856号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/355/086355\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/355/086355_hanrei.pdf)

(要旨)

被告人に訴訟能力がないために公判手続が停止された後訴訟能力の回復の見込みがない場合判決で公訴を棄却することができる。

(事案)

被告人は、平成7年5月3日被害者2名を殺意をもって文化包丁で刺殺し、正当な理由なく文化包丁を携帯した。

平成7年9月25日被告人は、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事実により起訴された。同年11月20日(第1回公判期日)弁護人は、被告人が精神疾患に罹患していることを理由に公判手続の停止を申立て、平成9年3月28日(第7回公判期日)

日)第1審裁判所は、被告人が心神喪失の状態にあると認め、公判手続を停止する旨決定し(刑訴法314条1項)、さらに被告人の勾留の執行を停止する旨決定し、被告人は、措置入院を受けた。平成26年3月20日第1審判決は、被告人に訴訟能力の回復の見込みがなく、裁判所による公訴の取消しの検討依頼等に対し、検察官が公訴を取り消さない旨繰り返し回答している本件においては、公訴提起後に重要な訴訟条件を欠き、後発的に「公訴提起の手続がその規定に違反したため無効」になったものとして、刑訴法338条4号を準用して、公訴棄却の判決を言い渡した。

検察官が控訴し、第1審判決は不法に公訴を棄却した誤りがある旨主張した。

原判決は、裁判所が訴訟手続を打ち切ることができるのは、公判手続を停止した後、訴訟能力の回復の見込みがないのに検察官が公訴を取り消さないことが明らかに不合理であると認められるような極限的な場合に限られるところ、本件については、公訴を取り消さない判断をした検察官の裁量を合理的でないとして断定することはできず、検察官が公訴を取り消さないことが明らかに不合理であると認められる極限的な場合に当たるとはいえないとし、本件公訴を棄却した第1審判決は、刑訴法338条4号の解釈適用を誤り、不法に公訴を棄却したものであって、破棄を免れないとして、第1審裁判所に差し戻した。

(判旨)

被告人は、非可逆的で慢性化した統合失調症の症状に加え、脳萎縮による認知機能の障害が重なり、訴訟能力が欠けており、その回復の見込みがないとした原判断は、正当として是認することができる。

訴訟手続の主宰者である裁判所において、被告人が心神喪失の状態にあると認めて刑訴法314条1項により公判手続を停止する旨決定した後、被告人に訴訟能力の回復の見込みがなく公判手続の再開の可能性がないと判断するに至った場合、事案の真相を解明して刑罰法令を適正迅速に適用実現するという刑訴法の目的(同法1条)に照らし、形式的に訴訟が係属しているにすぎない状態のまま公判手続の停止を続けることは同法の予定するところではなく、被告人に訴訟能力がないために公判手続が停止された後、訴訟能力の回復の見込みがなく公判手続の再開の可能性がないと判断される場合、裁判所は、刑訴法338条4号に準じて、判決で公訴を棄却することができるかと解するのが相当である。

よって、控訴を棄却する。

## (21)大阪高判平成28年3月2日 判例タイムズ1429号148頁

平成27年(う)第966号窃盗、建造物侵入、傷害被告事件(控訴棄却、上告)

本件は、自動車又はナンバープレートの窃盗4件、店舗・事務所荒らしである建造物侵入、窃盗5件等の事案であり、被告人らの使用車両に対するGPS捜査の実施に重大な違法があるとし関係証拠の証拠能力が争われた。一審裁判所は、本件GPS捜査は検証としての性質を有し検証許可状によらず実施された点で令状主義を没却する重大な違法があるとし相当数の証拠につき証拠能力を否定したが、その他の採用した証拠により各公訴事実どおりに有罪(懲役5年6月)とした。弁護人が、本件GPS捜査は検証には当たらず強制処分法定主義に違反する処分として令状の有無を問わず適法に実施できない捜査であるとして控訴したところ、本判決は、GPS捜査は対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり無令状で行なった点は違法と解する余地がなくはないが、本件では重大な違法があるとは解されず、令状の有無を問わず適法に実施し得ないものと解することもできないとし、本件GPS捜査は令状が必要であったと解してみてもその発布の実体的要件は満たしており、警察官らにおいて令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったとまでは言えず、重大な違法があったとは認められないとし、控訴を棄却した。

## (22)名古屋高判平成28年6月29日 判例時報2307号129頁

平成28年(う)第48号 住居侵入、窃盗、建造物侵入、覚せい剤取締法違反、窃盗未遂被告事件(控訴棄却(上告))

警察が一連の窃盗事件の捜査において平成25年6月から同年9月までの間、被告人車両に無令状かつ秘密裏にGPS端末を設置し、これを用いた捜査を実施していたところ、弁護人が同捜査は同捜査はプライバシーを侵害する強制処分なのに無令状で行われており、密接に関連する証拠には証拠能力がないと主張した。

一審判決は、GPS捜査の特性や具体的な終期を定めないまま開始されたなどの本件の捜査の実施状況等から、プライバシー保護の期待が強い場所での被告人の行動等が把握される恐れがあったことなど、任意捜査として許容される尾行等とは質的に異なり、対象車両の使用者のプライバシー等に対する大きな侵害を伴うものであるから、強制処分に当たり、無令状で行ったことは違法としたが、重大な違法はなかったとして、証拠能力を肯定した。

控訴審判決は、GPS捜査の端末設置対象は自動車であり、その性質上、公道上等通常他人から観察されること自体は受忍せざるを得ない場所の位置情報を取得するにすぎないものとはいえ、対象者に気付かれず、容易かつ低コストで、長期間にわたり常時位置情報を取得でき、情報を記録し分析することで対象者の様々な個人情報を網羅的に明らかにできるというGPS捜査の特性からすれば、運用次第で対象者のプライバシーを大きく侵害する危険を内包しているとしたうえで、本件での実施状況を検討した結果、同捜査は当初の目的(尾行中に失尾した際や被告人住居地に使用車両がない場合に同位置を確認した上で尾行を行うためのもの)に沿った運用がなされればプライバシーを大きく侵害する危険があるとまでは言えないが、同目的達成に必要な限度内で行われたとはいえず、同捜査が内包するプライ

パシー侵害の危険性が相当程度現実化したものであり、全体として強制処分に当たり、無令状で行ったことは違法だとした。但し、弁護士が求めた証拠排除については、対象証拠はGPS捜査との関連性が強いものではなく、証拠収集過程に重大な違法はなかったとして、排除しなかった。

## 【公法】

### (23) 最一判平成28年12月15日 最高裁HP 平成27年(行ツ)第211号 風俗案内所営業権確認等請求事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/341/086341\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/341/086341_hanrei.pdf)

1 学校、児童福祉施設等の敷地から200m以内の区域(営業禁止区域)における風俗案内所の営業を禁止し、刑罰により規制した、京都府風俗案内所の規制に関する条例(平成22年京都府条例第22号)3条1項、16条1項1号は、府議会の合理的裁量の範囲内であり、憲法22条1項に違反しない、

2 風俗案内所を営む者が、風俗案内所の外部に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、接待風俗営業(歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食させる営業)に従事する者を表す図画等を表示することを禁止し、刑罰により規制した京都府風俗案内所の規制に関する条例(平成22年京都府条例第22号)7条2号は、府議会の合理的裁量の範囲内であり、憲法21条1項に違反しない、とされた事案。

なお、第1審は法の定めを超えた規制であり違憲であるとし、控訴審は逆に合憲判断をしていた。

### (24) 最一判平成28年12月19日 最高裁HP

平成28年(行ヒ)第6号 不動産取得税還付不許可決定処分取消請求事件(破棄自判, 請求棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/353/086353\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/353/086353_hanrei.pdf)

土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に住宅(政令で定める住宅に限る)が新築された場合等の減税措置を定めた地方税法73条の24第1項1号及び東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)48条1項1号に関する、地方税法施行令附則6条の17第2項(「居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等」の新築の場合の減税措置期間の延伸についての規定)の「共同住宅等」該当性は、1棟の共同住宅等ごとに、独立区画部分が100以上か否かを判断すべきであるとされた事案。

原判決は、文言上、1棟を基準にすると限定されていないこと、住宅供給促進の見地からは複数棟で独立区画部分が100以上の場合であっても異なることを挙げて、複数棟であっても差し支えないと判断したが、最高裁判所は、別段の定めが無い限り1棟を基準に判断すべきとした。

### (25) 最二判平成28年12月20日 最高裁HP

平成28年(行ヒ)第394号 地方自治法251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/358/086358\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/358/086358_hanrei.pdf)

いわゆる辺野古沿岸域の公有水面埋立事業に関する沖縄県前知事による埋立承認処分の現知事による取消を巡る案件について、

1 公有水面の埋立てが公有水面埋立法4条1項1号の要件に適合するとして県知事の判断に違法又は不当があるとはいえない、

2 公有水面の埋立てが公有水面埋立法4条1項2号の要件に適合するとして県知事の判断に違法又は不当があるとはいえない、

3 内閣総理大臣又は各省大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合には、当然に地方自治法245条の7第1項に基づいて是正の指示をすることができる、

4 国土交通大臣が県に対し公有水面の埋立ての承認の取消しが違法であるとしてこれを取り消すよう是正の指示をしたにもかかわらず、県知事が当該埋立ての承認の取消しを取り消さないことにつき、地方自治法251条の7第1項にいう相当の期間が経過した、とされた事案。

### (26) 東京高決平成28年7月12日 判例タイムズ1429号112頁

平成28年(ラ)第192号 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件(取消, 自判)

Xは、Y提供のインターネット検索サービスにおいて自己の氏名を検索すると逮捕歴(約5年前の児童買春行為)が表示されることから、民事保全法23条2項の仮処分として上記検索結果の削除(非表示)を申立てた。原審は、更生を妨げられない利益が社会生活上の受忍限度を超えて侵害されているとし人格権に基づく妨害排除又は妨害予防請求とし

てこれを認容し、保全異議申立てに対しては、過去の犯罪についてある程度期間が経過した後は社会から「忘れられる権利」がある旨の理由を付加した上で同仮処分の認可決定をした。Yが抗告したところ、本決定は、「忘れられる権利」の実体は人格権としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求と異ならないので独立して判断する必要はない、上記逮捕歴は犯罪の性質から社会的関心が高く公共性の利害に係る事実である、期間等を考慮しても公共性は失われていない、検索結果を非表示とすると同じウェブページに表示されている本件と関係のない種々の事実や意見等の閲覧も困難となり多数の者の表現の自由及び知る権利が失われるが保全処分ではその者らに手続的保障が与えられていない、Xに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が直ちに生じるとは認められない等とし、仮処分命令の申立てを却下した。

## 【社会法】

### (27) 最一判平成28年12月1日 最高裁HP

平成27年(受)第589号 労働契約上の地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/307/086307\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/307/086307_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

私立大学Yの契約職員規程(以下、「本件規定」という。)において、「契約期間の更新限度が3年であり、その満了時に労働契約を期間の定めのないものとするができるのは、これを希望する契約職員の勤務成績を考慮してYが必要であると認めた場合である」旨が明確に定められていた場合に、Yの教員Xに係る期間1年の有期労働契約が3年の更新限度期間の満了後に終了したとされた事例

(理由)

Xも本件規程の内容を十分に認識した上で本件労働契約を締結したものとみることができることに加え、Xが大学の教員としてYに雇用された者であり、大学の教員の雇用については一般に流動性のあることが想定されていることや、Yの運営する三つの大学において、3年の更新限度期間の満了後に労働契約が期間の定めのないものとならなかった契約職員も複数に上っていたことに照らせば、本件労働契約が期間の定めのないものとなるか否かは、Xの勤務成績を考慮して行うYの判断に委ねられているものというべきであり、本件労働契約が3年の更新限度期間の満了時に当然に無期労働契約となることを内容とするものであったと解することはできない。そして、事実関係に照らせば、Yが本件労働契約を期間の定めのないものとする必要性を認めていなかったことは明らかである。また、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換について定める労働契約法18条の要件をXが満たしていないことも明らかであり、他に、本件事実関係の下において、本件労働契約が期間の定めのないものとなったと解すべき事情を見いだすことはできない。

### (28) 名古屋高判平成28年4月21日 判例時報2308号163頁

平成27年(行コ)第29号 公務外処分取消請求控訴事件(取消・認容(確定))

名古屋市営バスの運転士Aが焼身自殺を図り死亡し、Aの父親Xが、死亡は公務に起因するものであるとして、公務災害認定請求をしたところ、公務外の災害と認定する処分(以下、「本件処分」という。)がされ、これに対する審査請求が棄却されたため、本件処分が違法であるとして取消を求めた事案。

原判決は、Xの本訴請求を棄却したが、本判決は、これを取り消し、4か月の間に3件(添乗指導、苦情、乗客転倒事故)の精神的負荷を与える業務上の出来事に遭遇し、上司からの指導等も考慮すると、精神的負荷の程度は相当大きかった、殊に、バス乗客の転倒事故は、警察官から取調を受けたことなどから大きな精神的負荷となったと考えられる、と述べた上で、Aの自死の直前に精神的疾患を発症するに至った原因をAの個体的脆弱性・反応性に求めることは相当ではなく、Aが顧客サービスの向上に努める当局の姿勢を強く意識して精神疾患を発症するに至ったと見られることからすればAの精神疾患の発症は、公務に内在ないし随伴する危険が現実化したものと認めるのが相当であると述べ、本件処分は違法であるとして、Xの本訴請求を認容した。

### (29) 福井地判平成28年1月15日 判例時報2306号127頁

平成26年(ワ)第150号・同第152号 配転命令無効確認等請求,配転無効確認等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

Y(建物リフォーム関連の会社)は、平成25年9月12日に、固定給の高いM社員が月ごとの売上ノルマを達成しなかった場合にはYの指示する支店へ異動するか、固定給が月額10万程度低いS社員に雇用条件を変更する等の賞罰規定を発し同月から実施し、平成24年7月にM社員として採用され福井支店で営業等に従事していたXが平成25年9月の売上ノルマを達成できなかったことに対し、同月1日に遡って、S社員への変更を内容とする申請書に署名するか退職するかを選択を求め、応じなかったXに対し内示もないまま長野支店への異動を命じたため、Xが配転命令の無効確認、基本賃金及び未払いの時間外賃金等の支払いを求めた事案である。なおXは配転命令後福井支店にも長野支店にも出勤していない。

本判決は、賞罰規定の目的は専ら固定給の高いIM社員を減らす点にのみにあった等を理由に配転命令は権利の濫用であるとした。また、Yは訴訟係属中に配転命令を撤回しXへ福井支店への出勤を命じたが、Xは本件配転命令の適法性やXの労働条件等についてのYの見解が明示されていないことを理由に出勤命令に応じなかったところ、本判決はYは配転命令の撤回をしたものの違法性を認めず未払賃金の存在を争い続ける等からXが出勤しないのはYの帰責事由によるものとして民法536条2項によりYは配転命令発令後現在までの全期間について賃金支払い義務を負うものと判断した。

### (30)東京地判平成28年2月26日 判例時報2306号48頁

平成26年(行ウ)第502号 遺族厚生年金不支給決定取消等請求事件(認容(確定))

本件は、妻子を残して家出し不倫相手と同居していた夫Aが死亡し、妻Xが行った遺族厚生年金の申請に対し、行政庁が生計維持要件を満たさないことを理由に不支給処分をしたためXが国に対し処分取消と支給裁定の義務づけを求めた事案である。

本判決は、XとAは昭和37年に婚姻、Aは平成22年にXと別居し住民票も移したが、Xは婚姻以来A死亡まで専業主婦で生計をAの収入に依存していた等をふまえ厚生年金保険法(厚年法)59条の生計維持要件を充足していると認め処分を取り消すとともに行政庁に対し遺族厚生年金の支給裁定を命じた。なお、XはA死亡当時、離婚調停を申立てAに対し離婚、財産分与、慰謝料、年金分割を求めていたが、裁判所は、Xは扶養的財産分与を含む離婚給付の問題が包括的に解決される場合でない限り離婚する意思を確定的に有していたと認めることはできない等からA死亡当時に両名が離婚していると同視すべき段階に至っていたと評価することはできないとした。

### 【紹介済判例】

東京高決平成27年2月26日 判例時報2307号76頁

平成27年(ラ)第109号 審判前の保全処分(子の引渡し)審判に対する抗告事件(取消,却下,確定)

法務速報182号3番で紹介済

東京地判平成27年11月10日 判例時報2308号90頁

平成26年(ワ)第21594号 損害賠償請求事件(棄却)

法務速報185番17号で紹介済

東京地判平成27年12月21日 判例時報2308号97頁

平成24年(ワ)第35308号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

法務速報184番20号で紹介済

名古屋高決平成28年2月19日 判例時報2307号78頁

平成27年(ラ)第442号 婚姻費用分担(減額)申立却下審判に対する即時抗告事件(取消,認容)

法務速報186号2番で紹介済

最二判平成28年2月29日 判例時報2307号46頁

平成27年(行ヒ)第177号 法人税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

法務速報179号26番で紹介済

最一判平成28年3月10日 判例時報2306号44頁

平成27年(行ヒ)第221号 個人情報一部不開示決定処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail12?id=85738](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail12?id=85738)

法務速報179号27番で紹介済

知財高判平成28年3月25日 判例時報2306号87頁

平成27年(ネ)第10014号 特許権侵害行為差止請求控訴事件(棄却,上告)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail17?id=85769](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail17?id=85769)

法務速報179号19番で紹介済

最三判平成28年3月29日 金法2054号54頁

平成26年(行ヒ)第228号 差押処分取消請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/791/085791\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/791/085791_hanrei.pdf)

法務速報180号20番で紹介済

最一判平成28年6月2日 判例時報2306号64頁

平成26年(受)第949号 債券償還等請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=85927](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85927)

法務速報182号14番で紹介済

最二判平成28年6月3日 金法2055号78頁

平成27年(受)第118号 遺言書真正確認等, 求償金等請求事件(破棄差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/930/085930\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/930/085930_hanrei.pdf)

法務速報182号1番で紹介済

最一判平成28年6月27日 判例タイムズ1429号82頁

平成26年(行ヒ)第321号 不当利得返還等を求める住民訴訟事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/965/085965\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/965/085965_hanrei.pdf)

法務速報184号16番で紹介済

最一判平成28年6月27日 金法2055号74頁

平成26年(受)第1813号, 同第1814号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/969/085969\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/969/085969_hanrei.pdf)

法務速報183号14番で紹介済

最三判平成28年6月28日 判例タイムズ1429号77頁

平成25年(行ヒ)第562号 不当利得返還等請求行為請求事件(破棄差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/972/085972\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/972/085972_hanrei.pdf)

法務速報184号17番で紹介済

最一決平成28年7月1日 判例タイムズ1429号89頁

平成28年(許)第4号ないし第20号 株式取得価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/989/085989\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/085989_hanrei.pdf)

法務速報183号9番で紹介済



## 2. 平成28年(2016年)12月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 189 20

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

・・・特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念,基本方針,納付金,特定複合観光施設区域整備推進本部の設置等を定めた法律。

・衆法 190 34

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

・・・教育機会の確保等に関する施策の基本理念,国・地方公共団体の責務,基本指針の策定,不登校児童や夜間学校等の教育機会の確保等を定めた法律

・衆法 190 43

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

・・・休眠預金等に係る資金の移管及び管理,預金保険機構の業務の特例等,休眠預金等交付金に係る資金の活用,休眠預金等活用審議会の設置等を定めた法律。

・衆法 190 48

部落差別の解消の推進に関する法律

・・・部落差別の解消の推進についての基本理念,国及び地方公共団体の責務,相談体制の充実,教育及び啓発,部落差別の実態に係る調査等を定めた法律。

・衆法 192 3

・・・実習を行うため航海する学生,生徒その他の者の投票の機会を拡充するため,これらの者を洋上投票制度の対象とすることを定めた法律。

・衆法 192 6

再犯の防止等の推進に関する法律

・・・再犯防止に関する基本理念,再犯防止推進計画,地方再犯防止推進計画,その他の基本的施策等を定めた法律。

・衆法 192 8

官民データ活用推進基本法

・・・官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する基本理念,国,地方公共団体,事業者の責務,官民データ活用推進基本計画の策定その他の基本的施策,官民データ活用推進戦略会議の設置等を定めた法律。

・衆法 192 9

無電柱化の推進に関する法律

・・・無電柱化の推進に関する基本理念,国,地方公共団体の責務,無電柱化推進計画の策定,11月10日を無電柱化の日と定めること等の施策等を定めた法律。

・衆法 192 10

自転車活用推進法

・・・自転車の活用の推進に関する基本理念,国の責務等,施策の基本事項,自転車活用推進本部の設置,自転車の日を5月5日と定める等の施策等を定めた法律。

・衆法 192 11

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

・・・自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため,当該事業に係る事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することの防止等を定めた法律。

・参法 192 50

がん対策基本法の一部を改正する法律

・・・がん対策の一層の推進を図るための基本理念,事業主の責務,がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正,がん患者の雇用の継続等に係る規定,がんに関する教育の推進に係る規定等を定めた法律。

・参法 192 51

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

・・・電子メールに類するその他の電気通信の送信等を行うことを規制の対象に加えること,禁止命令等の発令要件の緩和,ストーカー行為等に係る情報提供の禁止,罰則の引上げ,ストーカー行為をする罪についての非親告罪化等を定めた法律。

・参法 192 52

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・鳥獣による農林水産業等に係る被害の被害防止計画における対象鳥獣の食品としての利用,鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項の記載,指定管理鳥獣捕獲等事業との連携,鳥獣被害対策推進会議の設置等を定める法律。

・参法 192 53

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

・・・養子縁組あっせん事業を行う者(民間あっせん機関)についての許可制度,許可の基準,民間あっせん機関による相談支援,児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等を定めた法律。

・参法 192 54

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

・・・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進についての基本理念,国の責務,基本契約,都道府県計画,建築工事の現場における安全性の点検等を定めた法律。

・閣法 190 47

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

・・・環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い,私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法律の規定の整備することを定めた法律。

・閣法 190 54

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

・・・公的年金制度について,持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化,年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等を定めた法律。

・閣法 192 5

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

・・・金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため,金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行うことを定めた法律。

・閣法 192 7

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

・・・国外に転出する選挙人名簿に登録されている者等に係る在外選挙人名簿への登録の移転制度の創設,最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の伸長,選挙人名簿に関する事務の合理化等を定めた法律。

・閣法 192 11

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律

・・・地方公務員について,育児休業等の対象となる子の範囲の拡大,介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにすること等を定めた法律。

・閣法 192 12

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,裁判官の報酬月額の変更を行うこと等を定めた法律。

・閣法 192 13

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,検察官の俸給月額の変更を行うこと等を定めた法律。

・閣法 192 14

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

・・・裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大すること等を定めた法律。

・閣法 192 15

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて,防衛省職員の俸給月額等を変更すること等を定めた法律。

・閣法 192 17

教育公務員特例法等の一部を改正する法律

・・・中堅教諭等資質向上研修の創設,学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し,その名称を独立行政法人教職員支援機構に改めること等を定めた法律。

・閣法 192 18

割賦販売法の一部を改正する法律

・・・クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者について登録制度を設け,当該販売業者等の調査を義務付けること等を定めた法律。

・閣法 192 19

道路運送法の一部を改正する法律

・・・旅客自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充,事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し,一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等を定めた法律。

### 3.12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

加藤 新太郎,松本明敏 編集 第一法規 452頁 4,536円  
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点 [家事・人事編]

東京弁護士会親和全期会 編著 第一法規 248頁 2,700円  
こんなところでつまづかない! 交通事故事件21のメソッド

藤村 和夫 著 信山社 448頁 5,400円  
判例総合解説 交通事故 損害論

弁護士法人サリュウ 交通事故和解研究班 編著 第一法規 248頁 3,780円  
交通事故裁判和解例集 裁判上の和解における損害賠償実務とその傾向

松川 正毅 窪田 充見 編 日本評論社 296頁 3,456円  
別冊法学セミナー No.245 新基本法コンメンタール 相続 民法第882条～第1044条

第一東京弁護士会総合法律研究所 編著 清文社 260頁 2,700円  
第一東京弁護士会総合法律研究所研究叢書  
法務リスク管理最前線 ガバナンス,リスク管理,コンプライアンスを中心に

#### 4.12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

別冊商事法務編集部 編 商事法務 110頁 2,484円

別冊商事法務 No.415 改正会社法下における取締役会の運営実態 平成26年改正を受けて

渡邊 雅之 著 第一法規 338頁 2,808円

これ一冊で即対応 平成29年施行 改正個人情報保護法

東京弁護士会 性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティ プロジェクトチーム 編著 ぎょうせい 282  
頁 3,240円

セクシュアル・マイノリティの法律相談 LGBTを含む多様な性的指向・性自認の法的問題

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 304頁 4,320円

弁護士専門研修講座 情報・インターネット法の知識と実務

経済産業省知的財産政策室 編 商事法務 412頁 4,320円

逐条解説シリーズ 逐条解説・不正競争防止法

多賀谷一照 編著 日本加除出版 324頁 3,888円

実務裁判例 出入国管理及び難民認定法

## 5. 発刊書籍<解説>

### 「交通事故事件の21のメソッド」

定番書籍の活用法, 初期対応, 証拠収集, 訴訟提起のメルクマール, ADRの利用法, 一括社の役割, 時効, 保険の種類, 業界用語, 無資力対応, 物損, 刑事弁護などの基本的な21の点について, 経験談やアドバイスなどが掲載されている。若手向けの本だが, 交通事故についての知識やコツなどを確認する意味で中堅が一読しても良い本である。

### 「実務裁判例 出入国管理及び難民認定法」

約700件の裁判例が解説されている。出入国管理に関連する裁判例については, 入管法の章立てに合わせて, 総則, 入国, 上陸, 在留, 出国, 退去強制事由, 退去強制手続, 在留特別許可などの順で解説されている。難民認定制度に関連する裁判例については, ミャンマーやアフガニスタン, バングラディッシュなどの国別の事例毎に解説されており, 行政行為や行政訴訟に関する判例も掲載されている。入管実務に携わる際に手元にあると関連する裁判例にすぐあたることができ有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。